平成２４年（フ）第９７３号
広島市中区鉄砲町７番７―402号
債務者　堀江　幸弘
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８号
愛媛県西条市氷見丙947番地、前住所愛媛県松山市和泉北１丁目11番13号　リバーサイド和泉102号
債務者　佐波　由美（旧姓田野岡）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８０号
福岡県柳川市下宮永町719番地
債務者　山田　京子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第５９３号
熊本県合志市須屋1556番地９
債務者　北口　勇治
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６０５号
熊本市南区近見８丁目12番11―307号　市営鉾町団地１棟
債務者　土穴　俊輔
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２３号
熊本県宇城市松橋町豊福2046番地
債務者　川島　孝子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２９号
熊本市中央区帯山３丁目38番15号　アメニティハイツ京塚303、前住所熊本市中央区萩原町５番５号　カ―サフレスカ302
債務者　村田　好美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６３４号
熊本県菊池郡大津町美咲野３丁目11番２号、前住所福岡県久留米市高良内町2829番地７
債務者　青木　由佳
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４３号
大分県別府市幸町３番19号
債務者　清原　稔夫
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３４号
宮崎市大塚町乱橋4512番地　県営住宅３棟304号
債務者　松下　典行
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７号
宮崎県日南市大字楠原2072番地１
債務者　徳井　郁子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
宮崎県延岡市北町１丁目３番地８　城山スカイマンション501
債務者　松元　美香
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１６３号
宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目1406番地１
債務者　深江　秋子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４２３号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口1027番地67
債務者　山下　善照
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４２８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目25番11号
債務者　向高　雅代
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口36番地10　ビューハイツカトウ101号
債務者　工藤恵久子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２８６号
岩手県紫波郡紫波町西長岡字大又50番地１
債務者　北田タエ子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部